

第八管区海上保安本部公示第51号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年8月13日

第八管区海上保安本部長

丹野 博信（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名称 鳥取県西部総合事務所
- （2）住所 鳥取県米子市糺町1丁目160番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

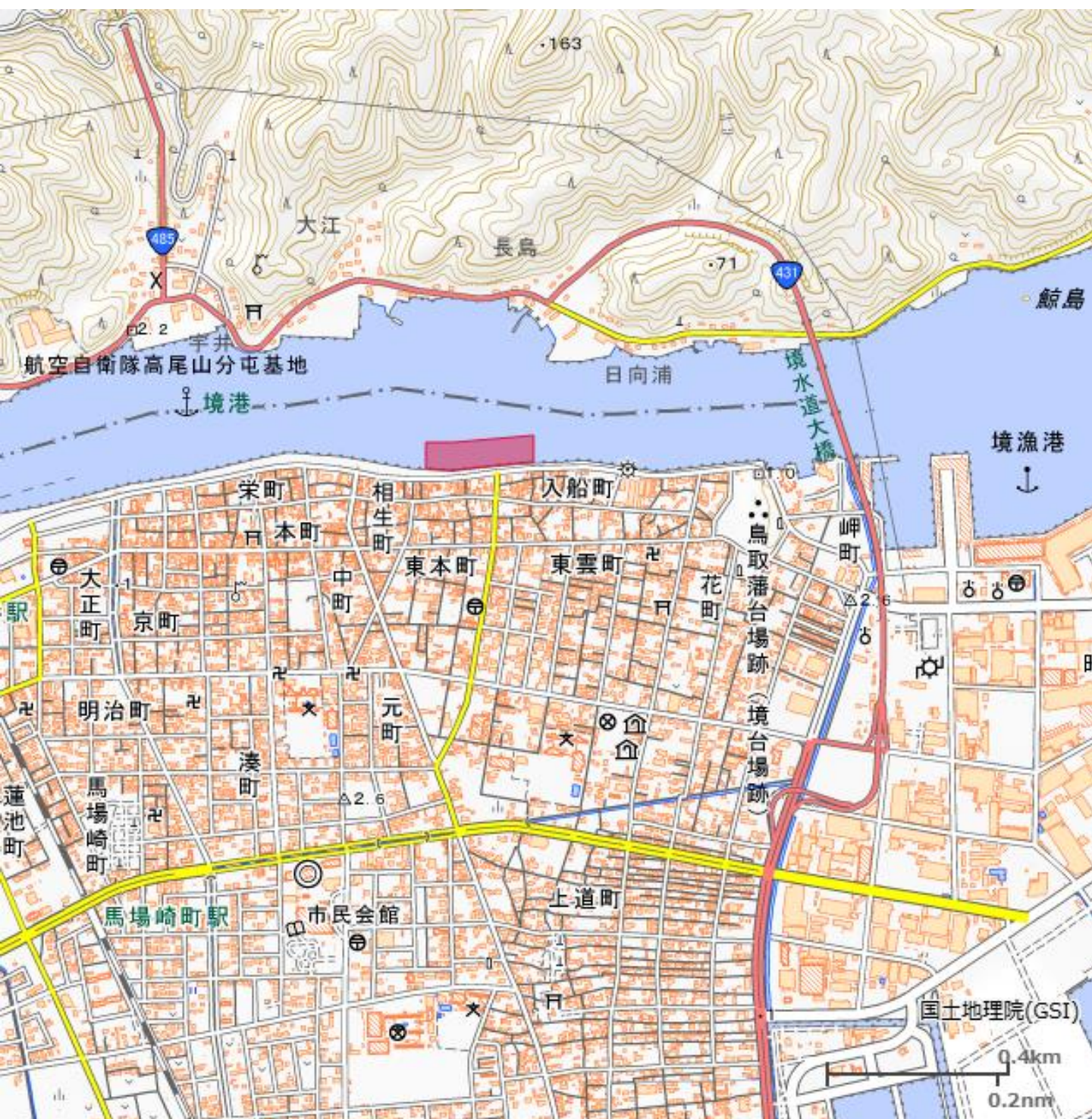
- （1）区域 境港第1区（別添付図参照）
- （2）期間 令和8年9月7日から令和8年9月30日までのうち1日間

3 水路測量の実施方法

単素子音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する



■：測量区域